

静岡産業大学学部長選考規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学各学部の学部長（以下「学部長」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。

(学部長の選考)

第2条 学部長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 学部長の任期が満了するとき
- (2) 学部長の辞任の申し出を理事長が承認したとき
- (3) 学部長が欠けたとき
- (4) 新たに学長が選任されたとき

2 学部長の選考は、前項第1号に該当するときはその事由の生じる30日以前に、同項第2号、第3号及び第4号に該当するときはその事由の生じた後速やかに行う。

(学部長の任期)

第3条 学部長の任期は4年とする。ただし、前条第1項第2号、第3号及び第4号の場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 学部長の再任の任期は2年とし、連続3期までとする。ただし、前項ただし書きの任期はこれに含めない。

3 学部長が在任中満68歳に達したときは、任期が満了する日の属する年度末をもって定年に達したものとする。

(候補者の推薦)

第4条 学部長の候補者は、当該学部の専任教授で、人格、識見ともに優れ、教育、研究等において指導力を発揮し得る能力を有し、学部長としての職務を掌理し得る者とする。

2 当該学部の教授会構成員及び幹部事務職員は、前項に定める選考基準に従い、学部長候補者を学長に推薦する。

(学部長の任命)

第5条 学部長の任命は、学長が前条により推薦を受けた学部長候補者について意見を付して理事長に提出し、理事長が学長の助言を得てこれを行う。

(施行細則)

第6条 この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 開学当初（学部の新設当初を含む。）の学部長については、第3条（学部長の選任）及び第4条（選任の方法）の規定にかかわらず、理事会の議決を経て理事長が選任する。

附 則（平成10年3月16日改正）

この規則（静岡産業大学国際情報学部の設置等に伴う関係規則及び規程の整備に関する規則）は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月28日改正）

- 1 この規程の改正は、平成19年11月28日から施行する。
- 2 この規程改正の施行に伴い、「静岡産業大学学部長選挙規程」は廃止する。
- 3 この規程改正の施行日に在任する学部長の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月28日改正）

この規程の改正は、平成27年10月28日から施行する。